

| | | | |
|---|---|---|------------------------------------|
| クラス | C103 | 担当教員 | <small>こん どう みち よ</small> 近藤 充代 |
|  | テーマ | 現代経済社会と消費者 | |
| | 著書・論文 研究課題等 | ・「適格消費者団体による不当表示の差止請求」別冊ジュリスト 234号『経済法判例・審決百選 [第2版]』（有斐閣、2017年） ・「第3章特定商取引法」他、杉浦市郎編『新・消費者法これだけは 第2版』（法律文化社、2015年） ・「現代社会における消費者の権利と生協への期待」小木曾洋司・向井清史・兼子厚之編『未来を拓く協同の社会システム』（日本経済評論社、2013年） | |
| ゼミナール概要 | | | |
| キーワード：消費者被害、消費者契約、消費者の権利、消費者法、消費者行政 | | | |
| <p><ゼミナールの目的> 消費者問題を題材として、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①どのような消費者被害が発生しているのか（＝現状分析） ②被害発生の原因は何か（＝問題の背景・原因の考察） ③被害にあった消費者を救済するためにはどのような手段があるか（＝問題解決の方法の学習） ④消費者被害を予防するために必要なことは何か（＝今後の課題の検討） <p>について、調べ、分析し、議論するなかで考える力を養っていきます。</p> <p><ゼミナールの内容とねらい> 私たちがよく耳にする消費者被害といえば、振り込め詐欺、架空請求、ワンクリック詐欺、悪質な訪問販売、キャッチセールス、アポイントセールス、デート商法、インターネットショッピング、さらに化粧品による皮膚障害、健康食品による健康被害などなど、今日、きわめて多岐にわたります。 このような様々な消費者問題を解決するには、被害を受けた消費者を事後的に救済すること（消費者相談、クーリング・オフ権、裁判等）も重要ですが、さらに、消費者問題の生じてくる原因を構造的に把握し、消費者の権利を守るという視点から、行政による規制や消費者教育をも含めた広い意味での被害の事前防止システムを作っていく必要があります。 ゼミナールでは以上のように消費者問題を広い視野からとらえ、学んでいきたいと思ひます。</p> <p><学習方法・計画></p> <ol style="list-style-type: none"> 2 年生後期…消費者問題の概要を知ることにより主眼を置き、テキストに沿って学習を進めます。テキストの担当箇所を分担して報告してもらい、疑問点を出し合って議論します。 3 年生前期…消費者法について専門的な基礎知識を学習した後、各自が関心を持った消費者問題をテーマとして、より詳細で専門的な分析を行って報告してもらい、問題解決の方向について皆で議論します。 後期…前期の学習を継続し、レポートにまとめ、ゼミ発表会などで研究成果を発表します。 4 年生前期・後期…各自の選んだテーマについての学習をさらに深め、卒業論文（15,000字程度）にまとめます。また、時事的な消費者問題の資料や映像も適宜、学習していきます。 <p>* 消費生活センターの見学、名古屋市消費生活フェアへの出展、裁判所見学（裁判の傍聴）なども行ひます。</p> | | | |
| 使用テキスト | 担当教員からのメッセージ | | |
| ・国民生活センター編『くらしの豆知識（2018年度版）』 ・杉浦市郎編『新・消費者法これだけは 第2版』（法律文化社、2015年） | <ol style="list-style-type: none"> ①どんな意見でも、自由に言い合える雰囲気大切にしていきたいと思ひています。 ②希望票には、 <ol style="list-style-type: none"> (a) 現時点でどんな消費者問題について関心があるか？ (b) どんなゼミにしたいか？ (c) 自分はこのゼミに入ったらどんなことで貢献できるか？ について記入して提出してください。 ③入ゼミ希望者は必ず研究室を訪問して、事前相談、自己アピールをしてください。 | | |